

河川事業と歴史的文化施設に関する調査

Survey of River Projects and Historical Cultural Facilities

企画調査部 参事 真間 修一

研究第二部 部長 宮川 朝一

研究第三部 研究員 江崎 竜二

In Japan's development, alluvial plain has provided the main centers for living and culture, and much of the country's historical cultural heritage for many years has been built up. In recent river projects, the conservation and extensive use of our historical cultural heritage which has been intimately involved with the formation of local culture and the history of civil engineering, are gradually being considered important, comparable to the importance of conservation of the natural environment. With this background, the Ministry of Construction has stipulated "Basic Principles for Creation of Localities and Towns which Protect and Cultivate Culture" (June 25, 1996), and decided to work more actively on creation of localities and towns with rich cultural atmospheres. In this survey, we investigated existing precedents concerning concepts for the evaluation of historical cultural heritage and ideal ways to conserve them, and studied concrete working methods concerning the ideal way to conserve and make great use of our historical cultural heritage in river projects.

Key words: River project, cultural heritage, cultural assets

1. はじめに

建設省は「文化を守り育む地域づくり・まちづくり基本方針」(平成8年6月25日)を定め、文化の香り高い地域づくり・まちづくりに一層積極的に取り組んでいくこととしており、河川事業においてもこのような視点での施策の具体化が求められている。

沖積低平地を生活・文化の中心として発達してきた我が国は、河川沿いにも、治水の歴史とともに永年にわたり築き上げられてきた多くの歴史的文化遺産を持つ。近年の公共事業としての河川事業では、地域の文化形成や土木の歴史に大きな関わりをもってきた歴史的文化遺産の保存・活用が、自然環境の保全と同様に重視されるようになりつつある。

本調査は、歴史的文化遺産の評価の考え方、保存のあり方などについて、既存事例調査を行い、河川事業における歴史的文化施設の保存・活用の具体的な取り組み方を検討するものである。

2. 調査の概要

本調査は、初めに対象とする範囲、施設を設定し、その上で施設の歴史的な背景を含め

た特性を考慮した保存・活用のあり方を検討する。

平成9年度は、90の事例調査に基づいて調査対象を明らかにすると共に、対象の価値の考え方、保存活用のあり方について検討を行った。

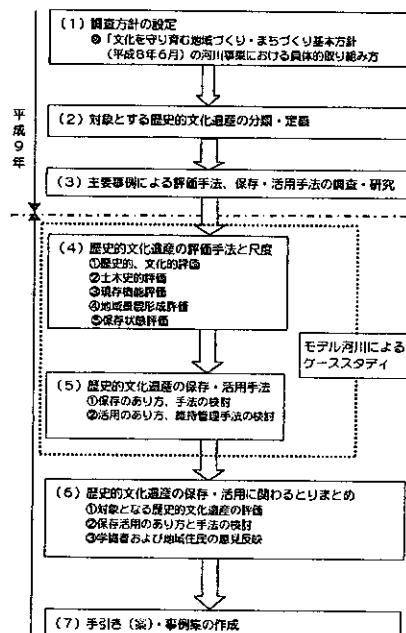


図-1 調査のフロー

Fig.1 Survey Flow

3. 調査対象の設定

3-1 「文化を守り育む地域づくり・まちづくり基本方針」における対象

この中では、地域づくり・まちづくりの展開方策を下記のとおり4分類している。

表-1 「文化を守り育む地域づくり・まちづくり基本方針」の展開方策

Table 1 Direction of Development of "Basic Principles for Creation of Localities and Towns which Protect and Cultivate Culture"

- a. 地域の歴史文化の息吹を伝え新たな調和を生み出す住宅・社会資本整備
- b. 新たな生活空間や地域文化を創出する住宅・社会資本整備
- c. 魅力と個性ある地域文化の醸成・発信を支援する場づくり
- d. 地域住民の参加と共感による地域づくり・まちづくりが生活文化を育てる

本調査は先に述べた主旨に従い、「a 地域の歴史文化の息吹を伝え新たな調和を生み出す住宅・社会資本整備」を対象と考える。整備の具体的方向性は次のとおり示されている。

表-2 「a 地域の歴史文化の息吹を伝え新たな調和を生み出す住宅・社会資本整備」の具体型

Table 2 Concrete Forms of "Housing and Social Capital Development that Transmit the Spirit of History Create New Harmony"

- 1. 史跡保存・復元型
- 2. 伝統的まちなみ保存型
- 3. 歴史的土木施設保存・活用型
- 4. 近代建築物保存・活用型
- 5. 都市内の緑・水辺の保全・創出型
- 6. 地域の自然風景・名勝の尊重・再生型

3-2 既往調査の概要

近年の歴史的な文化遺産に関する調査には、表-4に示すように、「近代化遺産総合調査県等教育委員会」「近代土木遺産調査 土木学会」「歴史的・文化的土木施設の保存・活用に関する調査 建設省」などがある。これらは、何れも対象施設そのものに関する調査であり、河川事業との関わりという視点での検討は行われていない。

3-3 調査対象の設定

本調査の対象を明らかにする方法の一つとして、文化財保護法の対象となる項目を縦軸に、時代区分を横軸に取り、先の既往調査と今回の対象範囲の関係を表-5に示した。

表に示した関係から分かるように、調査対象は、文化財保護法の対象のなかで次の特徴を持つものである。

- 有形のものであり、移設が簡単にはできないこと。
- 年代は問わないこと。
- 河川事業に関わりをもつこと。

つまり、本調査において取り扱う「歴史的文化遺産」は、単に歴史的な土木・建築施設ではなく、次のような特質を持つものと考える。

表-3 河川事業における歴史的文化遺産とは

Table 3 In River Projects, "Historical Cultural Heritage are:

1. 種別

- 人との関わりが深い史跡、建造物、街並み等
 - 川周辺の地域特有の風景
- #### 2. 背景
- 我が国の民族活動、地域開発活動の歴史と関わりの深いもの
 - 施設としてシンボリックで、それを支えている歴史と成り立ちが典型的なもの

参考として、「歴史的文化遺産」の河川流域における分布イメージを図-2に示した。

表－4 既往の歴史的文化遺産に関する調査の概要

Table 4 Outline of Survey Concerning Existing Historical Cultural Heritage

調査名	調査の目的	調査の対象
【近代化遺産】 「近代化遺産総合調査」 平成2年度～ (各県教育委員会) (指導機関；文化庁)	<p>近代の産業・交通・土木に関する建造物については、現在までに文化財的保存の措置がほとんどされていないばかりでなく、全県的な所在調査も十分に行われていない。しかし、これらの文化財も技術革新や産業構造の変革、経済効率の追求などにより、取り壊しや改築が進行している。</p> <p>そこで、早急にこれらの分野の文化財についても実情を把握し、重要なものについては保存の措置を検討するため、総括的な調査を実施し基礎資料を収集する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近代的手法によって造られた 建造物(各種の構築物、工作物を含む)で産業・交通・土木に関わるもの ●江戸時代末期～第二次世界大戦終了時(1945年)までに造られたもの 〔産業関係〕：造船、鉱業、製鉄、製糸、醸造等各種産業施設 〔交通関係〕：鉄道施設、道路橋、灯台、船舶 〔土木関係〕：港湾施設、漁港施設、運河、ダム、発電施設、上下水道施設 〔その他〕：これらの文化財と一体となつて保存されるべき各種工場の設備、機械、家具、備品、機関車、車両、自動車等
【近代土木遺産】 「近代土木遺産調査」 平成3年度～10年度 (土木学会)	<p>近世以前の土木構造物で今なお存在しているものは、既に地域において何らかの文化的価値が理解されていると考えるべきであり、当初の機能が喪失しているものも多く、そのために急な破壊・更新は考えられない。一方、近代の土木構造物は、今なお現役として機能しているものが多いいため、破壊・更新の可能性を考えると早急な土木的評価が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史的な土木施設が、土木史的評価無く消えることへの危機感 ●この種の既存調査が無く、どこに何があるのかさえ不明 ●土木史研究の発展のための基礎データの整理 ●明治以前のものより、新しいものから調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●江戸時代末期～戦前(1850～1945年)に築造・設計された構造物 ●現存する土木構造物 <ul style="list-style-type: none"> ・橋 <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル ・治水施設 ・農業施設 ・港湾、海岸施設 ・舟運施設 ・砂防施設 ・発電施設 ・衛生施設 ・都市公園 ・鉱山 ・その他
【歴史的・文化的土木施設】 「歴史的・文化的土木施設の保存・活用に関する調査」 平成5年度～7年度 (建設省)	<p>●2.1世紀に向けた、機能的かつ地域に溶け込んだ質の高い社会資本の整備の継承 →歴史的・文化的土木施設の正しい認識・評価、伝統的技術や思想等現代の我々にも通じる有用な知見の学習・活用 →先人の遺産の適切な保存・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象：昭和20年以前に建造された建設省所管の土木施設(建設省が所管とする土木施設を中心として、国、都道府県、市区町村、公社・公団等が管理する施設、または過去に管理していた施設) ●現存する土木施設(利用に供しているもの、一部残っているもの、史跡として残っているもの) <ul style="list-style-type: none"> 〔河川〕 堤防、堰堤、護岸、水門、渡船場、河岸または河港、水位標 〔砂防〕 堰堤 〔道路〕 橋梁、隧道、並木、道標、一里塚、石疊 〔下水道〕 管渠、処理場、ポンプ場 〔測量〕 水準点、測量原点

土木学会内に新たに歴史的・文化的土木施設調査特別委員会を設置
(既存の土木史研究委員会内の近代土木遺産調査小委員会と連携)

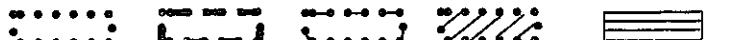
表-5 文化財保護法と歴史的文化遺産調査との関係

Table 5 Relationship between Cultural Assets Protection Law and Historical Cultural Heritage Survey

文化財保護法対象項目			対象物時代区分					
			1200年頃		1600年頃		1850年頃	
			古代	中世 鎌倉・源氏 幕府成立	近世 江戸幕府成立	近代 明治維新後	現代 太平洋戦争終了	
1. 有形文化財	建 造 物	土 木 構 造 物 ※	主として建設省所管施設 〔橋、隧道、治水施設、農業施設、港湾・海岸施設、舟運施設、砂防施設、発電施設、衛生施設、都市公園〕	●	●	●	●	●
		建 築 物	他省庁所管施設 〔水道施設、鉄道施設、港湾施設、電力施設、鉱山〕	●	●	●	●	●
	工 作 物			●	●	●	●	●
		絵画 彫刻 工芸品 書籍 古文書 他有形文化的所産 考古資料	美術・歴史的資料		●	●	●	●
2. 無形文化財		演劇 音楽 工芸技術 他有形文化的所産		●	●	●	●	●
3. 民俗文化財		衣食住 生業 信仰 風俗習慣（年中行事） 民族芸能（衣服、器具、家屋） 他物件（生活の推移に關わる物）	生活文化 技術		●	●	●	●
4. 記念物		遺跡（貝塚、古墳、都城跡、旧宅等学術上高価値） 名勝地（庭園、橋梁、渓谷、山岳等鑑賞上高価値） 動物（生息地、繁殖地及び渡来地含む） 植物（自生地含む） 地質鉱物（特異な自然現象地を含む学術上高価値）		●	●	●	●	●
5. 伝統的建造物群		伝統的な建造物群（歴史的風致の形成）		●	●	●	●	●
6. 埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財		●	●	●	●	●

※土木構造物については建設省所管とその他に分類した

- ①文化財指定制度 ②文化財登録制度 ③近代化遺産 ④近代土木遺産 ⑤歴史的文化的土木施設 ⑥今回調査対象



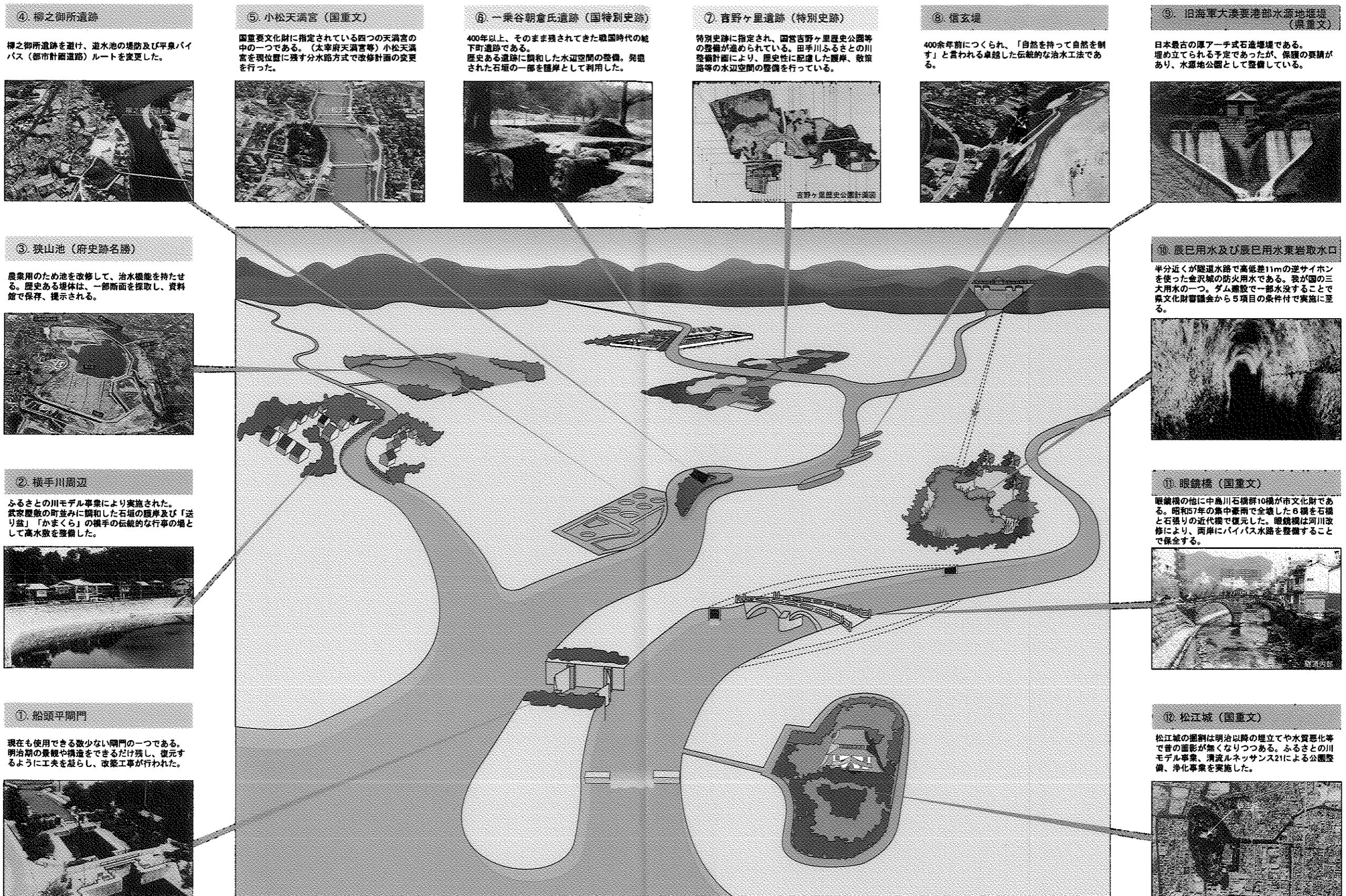


図-2 歴史的文化遺産の河川流域における分布イメージ
Fig. 2 Conceptual Illustration of Distribution of Historical Cultural Heritage in River Basin

4. 河川事業と文化に関する事例調査

本調査の第一段階として、「河川事業と文化に関する事例調査」を行い、基礎データを収集した。

4-1 調査対象と調査方法

全国の都道府県、および地方建設局における、河川事業の誇るべき資産や、河川事業と歴史的文化遺産の調和に配慮した実施例や、計画を調査対象とした。

調査方法は、書面により行い、各県、各局で2～3事例を抽出してもらうこととしたため、事例の選定は記入者側の主観によるものとなっている。

4-2 調査結果の概要

調査事例を表-2に示した分類に当てはめ、主要な事例と合わせ表-6に示した。今回は対象外としたが、大戦合戦（信濃川）や諏訪

大社の御柱祭（天竜川）など歴史的文化行事を維持するための事業対策も見られた。

4-3 評価の考え方

歴史的文化遺産評価の根拠の一つとして、既存の文化財指定がある。表-6に分類した75件の内、約4割に相当する27件で指定が成されていた。

また、「河川環境管理基本計画」「地域計画」など関連河川、地域の基本計画における位置付けや、「検討委員会」「協議会」などによる評価を実施している例も多く見られた。

しかし、次のような視点が不足している傾向があるため、今後の評価において配慮が必要とされる。

- 河川事業における自然条件、人文条件、社会経済条件を包括・配慮した評価。

- 有名ではないが極めて重要なものを説明す

表-6 河川事業と文化に関する事例調査概要

Table 6 Outline of Case Study of River Project and Culture

分類	事例数(文化財指定等の数)	代表事例の概要		
		名称・河川 〔文化財指定等〕	河川事業における対応	保存・活用
1. 史跡保存・復元型	9 (4)	柳之御所遺跡 ・北上川水系北上川 [現在、指定等なし]	●事業目的は、道路及び遊水池の建設。 ●柳之御所遺跡を残すために、遊水池堤防法線、都市計画道路のルートを変更。	原位置保存
2. 伝統的まちなみ保存型	10 (5)	八幡堀周辺 ・淀川水系八幡川 [重要伝統的建造物群保存地区]	●事業目的は、八幡堀における良好な水環境の確保。 ●浄化用水導入、堰の建設、底泥の集雪などを実施。	原位置保存
3. 歴史的土木施設保存・活用型	29 (6)	狹山池 ・大和川水系西除川 [史跡・名勝]	●事業目的は、ため池に治水容量を持たせる多目的ダム化。 ●「歴史的ダム保全」「地域に開かれたダム」事業に指定され、堤体の一部、文化財を保存。	移設保存 (展示施設を原位置に建設)
4. 近代建築物保存・活用型	17 (10)	小松天満宮 ・梯川水系梯川 [国指定重要文化財]	●事業目的は、梯川河川改修。 ●小松天満宮を残すため、改修方式を引堤方式から分水路方式に変更。	原位置保存
5. 都市内の緑・水辺の保全・創出型	—	—	—	—
6. 地域の自然風景・名勝の尊重・再生型	10 (2)	イギリス海岸 ・北上川水系北上川 [現在、指定等なし]	●事業目的は、北上川河川改修。 ●イギリス海岸を残すために掘削形状変更を検討。	原位置保存

注：事例調査では、「5」に分類される項目は得られなかった。また、この分類に含まれない文化行事に関する事例が15件存在した。

- るための歴史的評価。
- 点として存在する文化財の、地域との関わりに留意した評価。
- 4-4 保存のあり方
保存する場合の方策は、大きく次のように分類された。

表-7 保存の方策
Table 7 Measures for Preservation

①保存位置	原位置、移設
②保存対象	全体、一部
③施設機能	維持、停止
④活用方法	展示施設、公園化、地域指定 等

基本的には、原位置に残せるように計画を配慮した事例が多い。活用方法については、環境整備、展示施設の利用などが上げられるが、維持管理等が課題とされている事例も見られた。

土木施設の場合は、機能に存在意義があるため、機能保全と施設保存が競合する場合の対応に留意する必要がある。

5. 課題と調査方針

5-1 課題

今回の事例調査においては、次の様な課題があげられる。

- ① 調査方法に関する課題
- 代表例を2~3例に限定したため、全国的に知られている、あるいは地域を代表する事例が漏れた場合がある。
- 大規模かつスムースに事業が進行している事例が優先的に取り上げられている傾向がある。
- ② 評価に関する課題
- 価値判断が、文化財指定などに依存している傾向があり、対象と地域、河川との関わりや歴史的背景が明確になされていない。
- 河川事業に伴う遺跡調査により、対象の価値が明らかになるケースも少なくないため、

- 計画時点の曖昧な情報に基づいて、計画変更の意義を説明することの困難さがある。
- 歴史的遺産を残すことで伝える事のできる文化の意義が説明されていない。

5-2 調査方針

本調査結果を、今後の河川事業における指針的なものとするためには、対象の河川・地域との関わり・重要性を歴史的背景から紐解く視点が必要となる。同時に、適用範囲を広げるためにも、大規模ではない身近な事例、調整に難航した事例などを収集することの価値も高い。従って、今後の調査方針を次のように考える。

- ① 地域の成り立ちと河川の関わりが分かりやすく、かつ保存対象が現存するような小流域をケーススタディとして調査を行い、その過程から評価、保存のあり方を検討していく。
- ② 簡易な計画変更など低コストで対象施設を保存活用した小規模な事例を収集する。

6. おわりに

本調査は、学識経験者を中心とした懇談会を開催し検討を進めている。平成9年度にはその第一回を開催した。今後、各分野の意見を踏まえ調査・検討を進めていきたい。

＜参考文献＞

- 1) 「歴史的・文化的土木施設の保存活用に関する調査」報告書 (社) 土木学会
- 2) 公共事業と埋蔵文化財 ぎょうせい
- 3) 「近代土木遺産（建造物等）総合調査」報告書
- 4) 「近代土木遺産調査報告書」(社) 土木学会
- 5) 「文化財保護 法改正のポイントQ&A」 化学文化財保護法研究会編著 ぎょうせい
- 6) 「月刊文化財」1996年10月号